

申告フローチャート

※簡易的に判断する場合の一般的な例を当てはめたフローチャートです。全ての事例を網羅しておりません。載っていない事例や、当てはまらない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

スタート

はい

いいえ

令和8年1月1日は井原市に居住していましたか？

井原市に市・県民税の申告は不要です。

令和8年1月1日に居住していた市区町村に相談してください。

どんな申告が必要か
フローチャートを使って確認！！
はい・いいえの矢印に従って
進んでください。

令和7年1月～12月に収入がありましたか？
(障害・遺族年金、雇用保険給付金などを除く)

申告は不要です。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方、税法上の扶養主がない方、所得証明書が必要な方等は、「収入なし」という申告が必要です。

井原市マスコットキャラクター
でんちゅうくん



次のいずれかに該当しましたか？

- 自営業・農業や不動産貸付による収入があった
 - 土地や建物などの譲渡による収入があった
 - 給与の年収が2,000万円を超えた
 - 退職などにより、年末調整をしていない
 - 2か所以上から給与の支払いがあった
 - 主な収入（給与や年金等）以外の所得（配当金や個人年金等）が20万円を超えた
 - 個人年金やシルバー配分金等の雑所得があった
 - 一時収入(生命保険の満期・解約等)があった
- ※収入金額－必要経費－50万円が所得金額が発生するなど

令和7年1月～12月は給与所得者でしたか？

申告は不要です。

年金所得者で控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。年金所得者用のフローチャートを確認してください。

次のいずれかに該当しますか？

- 年末調整の変更がある
- 医療費控除を受ける
- ふるさと納税をしたが、ワンストップ特例申請をしていない
- 新規に住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける

所得税の確定申告か、市県民税申告が必要です。

※確定申告をされた場合、市県民税の申告は不要です。

所得税の確定申告か、市県民税申告が必要です。

※確定申告をされた場合、市県民税の申告は不要です。

勤務先から井原市に給与支払報告書が提出されていますか？

※不明な方は勤務先に確認してください。

申告は不要です。

所得税の確定申告か、市県民税申告が必要です。

※確定申告をされた場合、市県民税の申告は不要です。

●次に記載の申告は、市の申告相談では受付できません。笠岡税務署をご利用ください。

青色申告・住宅借入金特別控除（1年目）・土地建物の譲渡所得申告

井原市役所税務課